二　一施行者当たりの年間開催回数（二以上の施行者が共同して競走を開催する場合であって、いずれか一方の施行者が重勝式勝車投票法のみを実施するときは、当該一方の施行者が実施するものを含まない。）は、施行者ごとに十八回以内とする。 三　一回の開催日数は、九日以内とする。ただし、一競走場当たりの年間開催日数は、競走場ごとに百六十二日以内とする。この場合において、天災その他施行者の責めに帰すことができない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができない場合は、当該開催日は開催日数に含まないものとする。 四　一日の競走回数は、二十回以内とする。	二　一施行者当たりの年間開催回数（二以上の施行者が共同して競走を開催する場合であって、いずれか一方の施行者が指定重勝式勝車投票法のみを実施するときは、当該一方の施行者が実施するものを含まない。）は、施行者ごとに十四回以内とする。 三　一回の開催日数は、九日以内とする。ただし、一競走場当たりの年間開催日数は、競走場ごとに百二十六日以内とする。この場合において、天災その他施行者の責めに帰すことができない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができない場合は、当該開催日は開催日数に含まないものとする。 四　一日の競走回数は、十二回以内とする。
2　［略］ 3　日と日とにまたがって開催される競走のうち、午前零時から午前一時までに実施されるものは、第一項第三号の規定による一回の開催日数及び第四号の規定による一日の競走回数の計算については、前者の日に実施されたものとみなす。	2　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第七条及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十条の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、二千二十五年日本国際博覧会協賛のための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例等に関する省令を次のように制定する。

令和四年九月二十二日

経済産業大臣　西村　康稔

二千二十五年日本国際博覧会協賛のための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例等に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）に協賛するための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りに関する自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号。以下「競輪規則」という。）及び小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号。以下「競走規則」という。）の特例等について定めるものとする。

（競輪の開催の範囲及び日取りの特例）

第二条　競輪施行者は、博覧会に協賛するための競輪（以下「協賛競輪」という。）として、競輪規則第十六条第一項及び第二項並びに第十七条の規定にかかわらず、同令第十六条第一項第一号及び第三号並びに第二項に規定する開催回数の競輪並びに同令第十七条に規定する開催回数の施設等改善競輪のほか、次の各号に掲げる回数の競輪を一回の開催日数を四日以内として開催することができる。

一　一競輪場当たりの年間開催回数（毎年四月一日から翌年三月三十一日までに開催される回数をいう。以下同じ。）は、三回以内

二　一競輪施行者当たりの年間開催回数は、三回以内

（協賛競輪の開催の届出）

第三条　競輪施行者は、前条の規定による協賛競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を当該協賛競輪を行おうとする競輪場の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

一　協賛競輪の開催の年月日並びに競走の回数及び種類

二　協賛競輪を行おうとする競輪場の名称及び所在地並びに競輪場を借用する場合にあっては借用契約書の写し

三　協賛競輪に関する収支予算見積書

2　競輪施行者は、前項の規定による届出をした後においてその内容を変更することとしたときは、その変更の内容を前項に規定する所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

（収支の報告）

第四条　競輪施行者は、協賛競輪の終了後三月以内に、当該協賛競輪の開催に関する収支決算書を所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例）

第五条　小型自動車競走施行者は、博覧会に協賛するための小型自動車競走（以下「協賛小型自動車競走」という。）として、競走規則第十四条第一項、第十五条及び第十五条の二の規定にかかわらず、同令第十四条第一項第一号及び第二号に規定する開催回数の小型自動車競走並びに同令第十五条に規定する施設等改善競走並びに同令第十五条の二に規定する事業活性化推進競走のほか、次の各号に掲げる回数の小型自動車競走を一回の開催日数を五日以内として開催することができる。

一　一競走場当たりの年間開催回数は、二回以内

二　一小型自動車競走施行者当たりの年間開催回数は、二回以内

（準用）

第六条　第三条及び第四条の規定は、小型自動車競走施行者が行う協賛小型自動車競走について準用する。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。